

船舶事故調査報告書

令和7年11月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年3月16日 13時40分頃
発生場所	宮崎県日向市美々津港南東方沖 美々津港灯台から真方位020° 160m付近 (概位 北緯32° 19.6′ 東経131° 37.4′)
事故の概要	瀬渡船長栄丸は、錨泊中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年5月14日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	船種船名、総トン数 船種船名、総トン数 瀬渡船 長栄丸、4.5トン 船舶番号、船舶所有者等 MZ3-7055（漁船登録番号）、個人所有 第294-13109号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船体中央部船底に破口を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約76cm (美々津)
事故の経過	<p>本船は、船長及び乗組員1人が乗り組み、美々津港南東方沖の七ツバエと称する岩場（以下「本件岩場」という。）に釣り客2人を迎えに行く目的で美々津港を出航した。</p> <p>船長は、本件岩場に接近中、主機の冷却水高温警報が作動し、冷却排水口から冷却海水が排出されていないことを認めたので、本件岩場の約50m手前で主機を停止して錨泊することとした。</p> <p>本船は、船長が錨を投入後、錨かきを確認しないまま機関室に移動し、主機の点検を行っていたところ、風浪により圧流されて本件岩場の北東側の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗組員と共に本件岩場に上がり、海上保安署に通報するとともに、付近を航行していた僚船に救助を依頼した。</p> <p>船長及び乗組員は、本件岩場で本船の迎えを待っていた釣り客2人と共に、来援した僚船に乗って美々津港に戻った。</p> <p>本船は、潮高が高くなるのを待って漁船により引き出され、美々津港にえい航後、陸揚げされた。</p> <p>本事故後に本船の主機の点検を実施した整備業者は、冷却排水口から冷却海水が排出されていなかった要因等を特定できなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約1.2mであった。</p>
分析	本船は、美々津港南東方沖において、本件岩場の約50m手前で主

	<p>機を停止して錨泊中、船長が投錨時に錨かきを確認しなかったことから、風浪により圧流され、本件岩場付近の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本船の主機の冷却水高温警報が作動し、冷却排水口から冷却海水が排出されていないことを認めたことから、主機を点検しようとして、本件岩場の約50m手前で主機を停止して錨泊したものと考えられる。</p> <p>船長は、機関室に移動し、主機の点検を行っていたことから、本船が風浪により圧流されていたことに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>本船の主機の冷却排水口から冷却海水が排出されていなかったことについては、本事故後の点検において要因等を特定できなかったことから、一時的にビニール等の漂流物が冷却海水取入口に張り付いた可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、美々津港南東方沖において、錨泊中、船長が、投錨時に錨かきを確認しなかったため、風浪により圧流され、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、岩場など障害物の近くで錨泊する場合、錨が確実に効いたことを確認するとともに、風浪に圧流されていないか定期的に確認しながら点検等の作業を行うこと。